

座間市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



座間市

令和7（2025）年8月

目次

1	パートナーシップ宣誓制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	宣誓することができる方・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
3	パートナーシップ宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
4	宣誓時に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
5	宣誓後について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
6	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について・・	9 ページ
7	Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ページ

【参考】座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓制度について

一人ひとりが互いに人権を尊重し、差別や偏見のない、多様な生き方を選択できる社会づくりをめざして、令和4年10月1日より「座間市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

座間市のパートナーシップ宣誓制度は、同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができないお二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度は、法的な効力が生じるものではありませんが、宣誓されるお二人が自分らしくいきいきと生活できるように、お二人の思いを尊重し、応援するものです。

座間市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係」としています。



2 宣誓することができる方

パートナーシップを宣誓するには、お二人とも次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が座間市民であること。または、一方が座間市民で、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 婚姻をしていないこと。
- (4) 宣誓をする相手以外とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻のできない続柄（近親者など）ではないこと。ただし、パートナーシップにあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。

3 パートナースhip宣誓の流れ

(1) 宣誓日の予約（予約先：総合政策部 人権・男女共同参画課）

- ・ 宣誓を希望される日の原則7日前までに電話、窓口、メールのいずれかで事前予約をしてください。

※予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

【受付】人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画係

電話番号 046-252-8087

メール jinken@city.zama.kanagawa.jp

月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く）

8時30分～12時00分、13時00分～17時00分

- ・ 予約時にお伝えいただきたいこと

①宣誓希望日と時間（第三希望まで）

②宣誓するお二人の氏名と日中の連絡先

※宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

※宣誓日時が確定したことを市が回答した時点で、予約は成立します。

(2) パートナースhip宣誓

- ・ 予約した日時に必要書類（5・6ページ）をお持ちの上、必ずお二人揃ってお越しください。
 - ・ 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」に記入署名し、ご提出いただきます。
- ※「パートナーシップ宣誓書」は市が用意します。
- ※自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。
- ・ 提出書類とパートナーシップ宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
 - ・ 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

＜宣誓場所＞ 座間市役所

所在地：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

※プライバシー保護に配慮したスペースをご用意します。

(3) パートナースhip宣誓書受領証等の交付

- ・パートナーシップ宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- ・書類の不備がなければ、原則即日交付します。

※パートナーシップ宣誓書受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予めご了承ください。

《交付書類のイメージ》

パートナーシップ宣誓書受領証
(A4 サイズ)

The image shows a vertical A4-sized certificate. At the top center is the logo of the City of Wakayama. To the right of the logo, there are fields for '第 号' (No.) and '年 月 日' (Year, Month, Day). Below this is the title 'パートナーシップ宣誓書受領証'. Further down are fields for '氏 名' (Name) and '様' (Title), '生年月日' (Date of Birth), and '宣誓日' (Date of Declaration). At the bottom, there is a paragraph of text explaining the purpose of the certificate and the city's stance on partnerships, followed by the signature '座間市長' (Mayor of Wakayama).

パートナーシップ宣誓書受領証カード
(縦 54mm×横 86mm)

The image shows a small, vertical card. At the top is the logo of the City of Wakayama and the title 'パートナーシップ宣誓書受領証カード'. Below this is a paragraph of text explaining the purpose of the card. Further down are fields for '氏 名' (Name), '生年月日' (Date of Birth), and '宣誓日' (Date of Declaration). At the bottom, there is a field for '第 号' (No.) and '令和 年 月 日' (Reiwa Year, Month, Day), followed by the signature '座間市長' (Mayor of Wakayama) and a red square stamp.

4 宣誓時に必要な書類

宣誓時には、要件確認と本人確認のため、原則として、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものをお一人 1 通ずつ提出してください。ただし、宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを 1 通で構いません。

※本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※転入予定の場合には、その旨が確認できる書類（「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等）をお持ちください。

なお、転入予定の方は、転入後（宣誓日から 3 か月以内）に住民票の写しを提出してください。

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等）

宣誓日以前 3 か月以内に本籍地の市区町村から発行された「戸籍抄本」または「独身証明書」をお一人 1 通ずつ提出してください。

外国籍の方の場合は、宣誓日以前 3 か月以内に大使館等公的機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類（独身証明書）に日本語訳を添付して提出してください。

なお、座間市と連携協定を締結している自治体においてパートナーシップ宣誓をしたお二人が、座間市に転入する場合は、本書類を省略できる場合があります。詳しくは、9・10 ページをご確認ください。

※これから宣誓するお二人が外国で同性婚をしている場合は、外国での結婚等に係る証明書をお持ちください（日本語訳を添付してください）。

※外国で結婚されていない場合は、「婚姻要件具備証明書（宣誓日以前 3 か月以内に発行）」をお持ちください（日本語訳を添付してください）。

(1) 及び (2) の書類の交付手数料は、自己負担となります。また、返却はいたしませんので、ご了承ください。

(3) 本人確認ができる書類

下記の書類をご持参ください。

※宣誓されるお二人ともご用意をお願いします。

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

1 枚の提示で足りるもの	2 枚以上の提示が必要なもの
・マイナンバーカード（個人番号カード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き） ・在留カードまたは特別永住者証明書	・顔写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ※顔写真付きの学生証 ※法人が発行した顔写真付きの身分証明書 ※国、地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書 ※「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類（健康保険証等）と組み合わせて提示してください。

(4) 通称名が確認できる書類

性別に違和感がある等、特段のご事情があって、通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが客観的に確認できる書類（顔写真付きの社員証、学生証、通称名で届いた郵便物等）を提示してください。

パートナーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名と併せて記載します。

※本書類は、通称名の使用を希望される方のみ必要です。

5 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、事前に電話でご連絡ください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

パートナーシップ宣誓書受領証等の紛失やき損等により再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただきます。紛失以外の場合は、交付済みのパートナーシップ宣誓書受領証等を添付してください。

(2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名（通称名含む）または住所等に変更があった場合は、変更内容を確認できる書類と交付済みの「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「パートナーシップの宣誓に係る事項の変更届」を提出してください。氏名（通称名含む）に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等を再交付します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」に、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて提出してください。

- ・ 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき
- ・ 一方または双方が市外に転出したとき
※転勤、親族の看護、介護、その他やむを得ない事情により、一時的に異動される場合を除きます。
※座間市と連携協定を締結している自治体に転出し、宣誓の継続の手続きをする場合を除きます。詳しくは、9ページをご確認ください。
- ・ 宣誓が無効となったとき
- ・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

(4) パートナーシップの無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓者の一方または双方にパートナーシップを形成する意思がないとき
- ・ パートナーシップ宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓の要件に反しているとき
- ・ 転入予定で宣誓している場合、宣誓から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

※なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパー

トナーシップ宣誓書受領証の交付番号を座間市のホームページ上などで公表する場合があります。

6 パートナースhip宣誓制度に係る自治体間連携について

座間市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結している自治体の間で住所の異動をする際は、手続きの一部を省略できる場合があります。なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 座間市から転出する場合

座間市から連携協定を締結している自治体へ転出し、転出先自治体で継続の手続きをする場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。座間市が交付したパートナーシップ宣誓書受領証等は、転出先自治体で継続の手続きの際に必要です。なお、転出先での手続きは自治体により異なりますので、各自治体のホームページなどでご確認ください。

※自治体間連携を利用できる方は、転出先の自治体における宣誓要件を満たす方に限られます。

(2) 座間市に転入する場合

連携協定を締結している自治体から座間市に転入する場合は、本市への転入手続き完了後に必要書類を提出いただくことで、連携団体の宣誓日を引き継いだ座間市の宣誓書受領証等を発行します。

なお、連携協定を締結している自治体からの転入であっても、座間市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。詳しくは、「2 宣誓することができる方」(2ページ)をご確認ください。

① 予約

手続きを希望される日の原則7日前までに電話、窓口、メールのいずれかで事前予約をしてください。詳しくは、「3 パートナースhip宣誓の流れ(1) 宣誓日の予約」(3ページ)をご確認ください。

② 必要書類

- ・ 転入前の自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領証カード
- ・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(継続申告日以前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 本人確認ができる書類(詳しくは、「4 宣誓時に必要な書類(3) 本人確認ができる書類」(6ページ)をご確認ください。)

③ (継続申告手続き) 当日の流れ

- ・ 予約した日時に必要書類をお持ちの上、必ずお二人揃ってお越しください。

- 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓継続申告書」に記入署名し、ご提出いただきます。
※「パートナーシップ宣誓継続申告書」は市が用意します。
※自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。
- 提出書類とパートナーシップ宣誓継続申告書裏面の確認書により継続申告の要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
- 不備等がなければ、パートナーシップ宣誓継続申告書の写しを添えて、座間市作成の「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

Q1 座間市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A. 婚姻は民法に定める法律行為で、相続権や税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利や義務が発生します。一方、座間市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A. 欧米等の同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおいて保護を与えるものです。一方座間市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な権利や義務を生じるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q3 宣誓することができるのは、同性同士のみですか？

A. 同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができないお二人を対象とした制度です。

Q4 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）とは具体的にどのような関係ですか？

A. 具体的には次のとおりです。

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- ・直系姻族の間（民法第735条）
→子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等
- ・養子、その配偶者、養子の直系卑属またはその配偶者と養親またはその直系卑属との間（民法第736条）

Q5 養子縁組をしていても宣誓はできますか？

A. 宣誓をされるパートナー同士が、養親と養子の関係にある場合は、宣誓をすることができません。養子縁組を解消した場合は、宣誓をすることができます。

Q6 同居していないと申請できませんか？

A. 必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Q7 座間市民でないと言誓できませんか？

A. お二人とも座間市民であるか、一方の方が座間市民で、他の方が3か月以内に転入を予定している場合は、言誓することができます。

Q8 郵送で言誓書を提出することはできますか？

A. 郵送による言誓はできません。

Q9 他の人に代理で言誓してもらうことはできますか？

A. 代理人による言誓はできません。言誓日に、お二人揃って市役所にお越しください。ただし、病気等の事情のため、お二人での来庁が難しい場合にはご相談ください。

Q10 言誓の手続きに費用はかかりますか？

A. 言誓の手続きやパートナーシップ言誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、言誓時に必要な書類（住民票の写し等）の交付手数料などは、自己負担となります。

Q11 言誓はどこで行うのですか？

A. 市役所 1 階人権・男女共同参画課で行います。プライバシーに配慮したスペースをご用意しますが、個室での手続きなど希望があれば、予約時にご相談ください。

Q12 市外に転出する場合、パートナーシップ言誓書受領証等を返還する必要があるですか？

A. パートナーシップ言誓をした方の一方または双方が市外へ転出するときは、「パートナーシップ言誓書受領書等返還届」を提出いただき、パートナーシップ言誓書受領証等を返還する必要があります。ただし、単身赴任、親族の介護等ややむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合や、連携協定を締結している自治体に転出するお二人が、「パートナーシップ言誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に基づき、当該自治体で、継続の手続きをする場合は、返還の必要はありません。

Q13 パートナーシップ宣誓書受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A. 行政サービスでは、市営住宅及び県営住宅の入居申込に利用できます。

また、民間サービスでは、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるケースがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

市では、パートナーシップ宣誓書受領証等を提示することで利用できるサービスを増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、パートナーシップ宣誓書受領証等の利用について、周知啓発に努めてまいります。

Q14 パートナーシップ宣誓書受領証等に有効期限はありますか？

A. 有効期限はありません。

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりがお互いを尊重し、多様な生き方を選択できる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携団体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の対象者の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をすることができる者にあつては双方が市内に住所を有していること又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること、申告をすることができる者にあつては双方が市内に住所を有すること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄ではないこと（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、又は市長が認める者に代筆させ、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、困難な事情があると市長が認める場合における当該書類の添付については、この限りでない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、申告日を予約のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該申告をした者は、宣誓書を提出したものとみなす。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3月以内に発行されたものに限る。)

2 市長は、申告をしようとする者が前項の規定による申告書の記入を自らできないと認めるときは、代筆させることができる。

3 前条第2項の規定は、申告の方法について準用する。この場合において、同項中「宣誓を」とあるのは「申告を」と、「宣誓書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書(以下「宣誓書等」という。)の氏名の記載に際し、戸籍に記載されている氏名(外国人にあつては、これに準ずるもの。以下「本名」という。)に通称名(本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を併記することができる。

2 前項の規定により通称名の併記を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓又は第5条第1項の規定による申告をした者(以下「宣誓者等」という。)が、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書等を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(第4号様式)(以下「受領証等」と総称する。)に当該宣誓書等の写しを添付し、当該宣誓者等に交付するものとする。この場合において、受領証等の交付を受けた当該申告をした者は、受領証等の交付を受けた宣誓をした者とみなす。

2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と本名を受領証等に記載する。

(再交付)

第8条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、受領証

等を紛失し、又は棄損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書に、市長が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、受領証等の再交付の申請について準用する。この場合において、同項中「宣誓を」とあるのは「再交付の申請を」と、「宣誓書」とあるのは「再交付申請書」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

（変更の届出）

第9条 宣誓者は、宣誓書等の記載事項に変更が生じた場合は、パートナーシップの宣誓に係る事項の変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、宣誓者は、当該変更内容が確認できる書類を提示しなければならない。

- 2 市長は、変更届の提出を受けた場合は、宣誓者が氏名を変更するときは受領証等を再交付し、住所を変更するときは提出された受領証等を確認後返却するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同項中「宣誓を」とあるのは「変更の届出を」と、「宣誓書」とあるのは「変更届」と読み替えるものとする。

（返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式）に受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合又は宣誓者が連携団体へ転出し、当該連携団体との協定に基づく所定の手続が行われた場合を除く。）。
 - (3) 次条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。
 - (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 2 市長は、宣誓者が連携団体へ転出し、当該連携団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当するときは、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

- (1) 宣誓者の一方又は双方にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に違反しているとき。
- (4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により返還され、又は前条の規定により無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書等を第10条の規定により返還され、又は第11条の規定により無効とした日から5年間保存するものとする。

(啓発)

第14条 市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民及び事業者への周知啓発に努める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月14日から施行する。

座間市パートナーシップ宣誓制度
手続きガイドブック

令和4（2022）年10月 発行

令和7（2025）年 8月 改訂

座間市 総合政策部 人権・男女共同参画課

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話番号 046-252-8087

FAX番号 046-252-0220